委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事	◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道	
3. 市区町村名	せたな町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.setana.lg.jp/kurashi/mynumber/	

執行機関名 せたな町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 条例第34号) 別表1第2の項 せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17 年せたな町条例第78号)による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費 の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家</u> 庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養 手当を支給し、もって児童の <u>福祉の増進を図ること</u> を目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者、 <u>ひとり親家庭等の母又は父及び児童</u> に対し 医療費の一部を助成し、もって <u>保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成17年せたな町条例第78号) せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年せたな町規則第75 号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第 4号		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の受給資格の認定に申請に係る事実についての審査に関する事 務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規 則第4条第2項第3号及び第4号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				